

令和2年度危険物取扱者法定講習実施要領

愛媛県危険物安全協会連合会

- 1 令和2年度の危険物取扱者法定講習（以下「講習」といいます。）を裏面日程表のとおり実施します。
- 2 講習科目及び時間数

科	危険物関係法令	1時間
目	火災予防に関する事項	2時間

- 3 受講対象者

消防法第13条の2の規定による危険物取扱者免状（以下「免状」といいます。）の交付を受けている者で、危険物取扱作業に従事している者を対象とします。ただし、免状の交付を受けた日又は前回講習を受けた日によって今年度に受講義務のない場合があります。（危険物の規制に関する規則第58条の14）

- 4 受講手続

- (1) 受講申請書の配布

県内の各地区（市）危険物安全協会、松山市消防局、各消防本部、各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室において配布します。

- (2) 受講申請の受付

受講申請は次の各地区（市）危険物安全協会（以下「地区協会」といいます。）で受け付けます。

ただし、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付を終了しますので、予め御了承ください。その他の法定講習に関するお問い合わせは、各地区協会において受け付けます。

地区協会名	住所	電話番号
四国中央市危険物安全協会	四国中央市中曾根町500 四国中央市消防本部内	0896-28-6937
新居浜市危険物安全協会	新居浜市一宮町1-5-1 新居浜市消防本部内	0897-65-1342
西条市危険物安全協会	西条市新田183-1 西条市消防本部内	0897-56-0251
今治地区危険物安全協会	今治市美須賀町4-1-3 (株)天宗内	0898-32-5014
松山地区危険物安全協会	松山市本町7丁目2 愛媛県本町ビル2F	089-924-6618
大洲地区危険物安全協会	大洲市大洲1034-4 大洲地区広域消防事務組合消防本部内	0893-24-2667
八幡浜地区危険物安全協会 (代行：八幡浜地区消防本部)	八幡浜市松柏丙796 八幡浜地区施設事務組合消防本部	0894-23-0119
西予市危険物安全協会	西予市宇和町卯之町2-377 西予市消防本部内	0894-62-4700
宇和島地区危険物安全協会	宇和島市丸之内5-1-18 宇和島地区広域事務組合消防本部内	0895-22-7501

- (3) 受講申請書を郵送する場合、又は受付をした地区協会の管轄外の会場において受講する場合は、返信用封筒（住所、氏名を記入し所要の切手（長型3号封筒の場合、返送する受講票が4枚までは84円、10枚までは94円）を貼ったもの）を添えて提出してください。

- (4) 受講申請書の所定の欄に免状の「写」を貼付してください。

- (5) 受講手数料 愛媛県収入証紙（4,700円）を貼付して納付してください。

- (6) 受付期間

令和2年9月1日から各会場講習実施日の2日前まで（土、日曜日及び祝日を除く。）受け付けます。ただし、(3)の場合は、各会場講習実施日の5日前（同）で締め切ります。

- 5 注意事項

- ① 講習当日は受付において、**受講票及び免状**を必ず提出してください。
- ② 受講に当たっては、新型コロナウイルス感染回避のため、手指の衛生の徹底、マスクの着用等をお願いします。また、受講当日、発熱等で体調不良の場合は受講を御遠慮ください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、講習会を急遽中止、又は受講人数を制限することもありますので、予め御了承ください。その場合、**愛媛県危険物安全協会連合会のホームページ** (<http://www.ehimekenkiren.org/>) でお知らせするとともに該当の受講予定者に連絡し、可能な限りにおいて代替の講習日を設ける予定です。
- ④ 各会場とも駐車場が十分でないため、なるべく自家用車での御来場は控えください。